

別紙3 汚染土の処分について

県立総合技術研究所林業技術センター解体撤去工事（以下「本工事」という。）の工事場所の一部区域が土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されていることから本工事を実施にあたっては、本書を優先するほか、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）ほか関係法令及びガイドラインを遵守して、適切に実施すること。

1 形質変更時要届出区域の指定

工事場所は、一部の区域で素及び鉛の基準不適合が確認され、広島県知事から令和5年10月19日広島県告示第1155号により形質変更時要届出区域に指定された区域である。

2 土壤汚染が確認された箇所

汚染区画（10m×10m）



3 確認された特定有害物質の種類

(1) 市が実施した土壤汚染詳細調査の結果（各区画の削孔の深さ10.0m）

単位区画	F14-3	G14-7	G14-9	G15-5	H15-4
基準面高さ(m)	217.80	221.53	217.75	221.39	218.88
調査対象物質	砒素及びその化合物溶出量	鉛及びその化合物溶出量	鉛及びその化合物溶出量	鉛及びその化合物溶出量	鉛及びその化合物溶出量
単位	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
定量下限値	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005

単位区画		F14-3	G14-7	G14-9	G15-5	H15-4	
分析 結果	表層	検出されず	検出されず	(0~-0.5m) 0.018	0.020	—	(0~-0.5m) 0.012
	-0.75m			検出されず			
	-1.0m	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	(-0.5~-1.0m) 0.027	0.013
	-1.5m				(-1.1~-1.6m) 0.017	検出されず	0.008
	-2.0m	検出されず	検出されず	(2.1m) 検出されず	0.019	検出されず	検出されず
	-2.0~-2.5m	(-2.0~-2.5m) 0.017	(-2.0~-2.5m) 0.020				
	-2.5m	(-2.75m) 検出されず	(-2.75m) 検出されず		検出されず		
	-3.0m	検出されず	検出されず	(2.9m) —	検出されず	検出されず	検出されず
	-3.5m						
	-4.0m	検出されず	検出されず	(3.9m) —	検出されず	—	—
	-4.5m						
	-5.0m	—	—	—	—	—	—
	-5.5m				(5.1m) —		
	-6.0m	(5.75m) —	(5.75m) —	—		—	—
	-6.5m						
	-7.0m			(6.9m) —		—	—
	-7.5m						
	-8.0m			(8.1m) —		—	(8.1m) —
	-8.5m						
	-9.0m			(8.7m) —		—	—
-9.5m							
-10.0m					—	—	
土壌溶出量基準		0.01 以下	0.01 以下	0.01 以下	0.01 以下	0.01 以下	0.01 以下
土壌汚染状 況調査結果	汚染深度	-2.0~-2.5m	-2.0~-2.5m	表層(0~-0.5m)	-1.1~-1.6m	-0.5~-1.0m	表層(0~-0.5m)
	濃度 mg/L	0.017	0.020	0.018	0.017	0.027	0.012
詳細調査汚染土壌深度		-2.5~-2.75m	-2.5~-2.75m	-0.5~-0.75m	-1.6~-2.5m	-1.0~-1.5m	-0.5~-1.5m
認定調査	健全土壌	0~-2.0m	0~-2.0m		—	—	
	汚染土壌	—	—		0~-1.1m	0~-0.5m	

(注) 削孔深度等は、基準面からの値を示す(アスファルト等を除く)。

(2) 地下水調査の結果

① 水位観測の結果

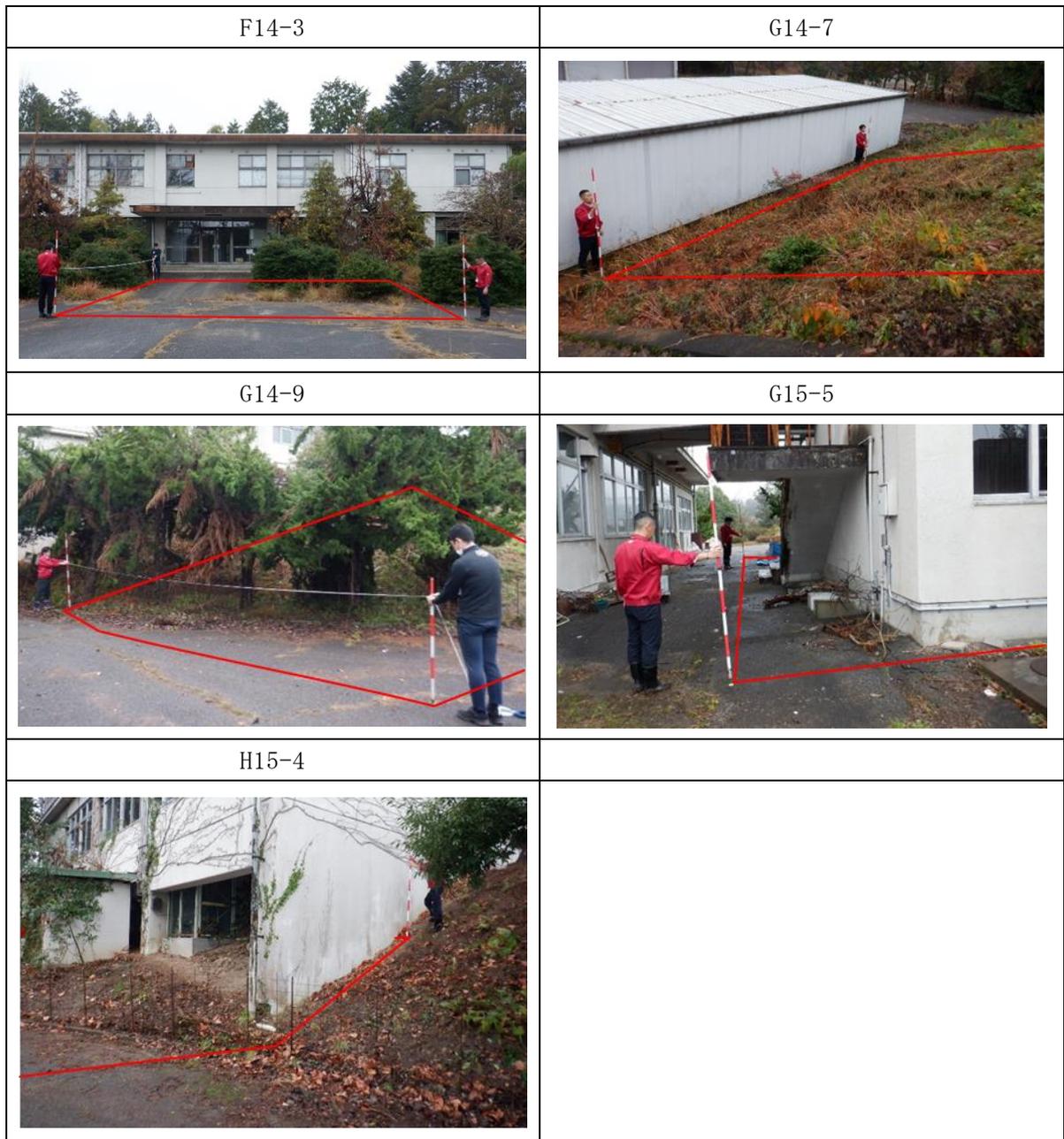
単位区画	F14-3	G14-7	G14-9	G15-5	H15-4
基準面高さ(m)	217.80	221.53	217.75	221.39	218.88
観測日	2023/11/14	—	2023/11/16	2023/11/16	2023/11/21
地下水水位(m)	基準面高さ -8.03	—	-6.31	-8.66	-4.32
地下水水位標高	209.77	—	211.44	212.73	214.56

② 水質調査の結果

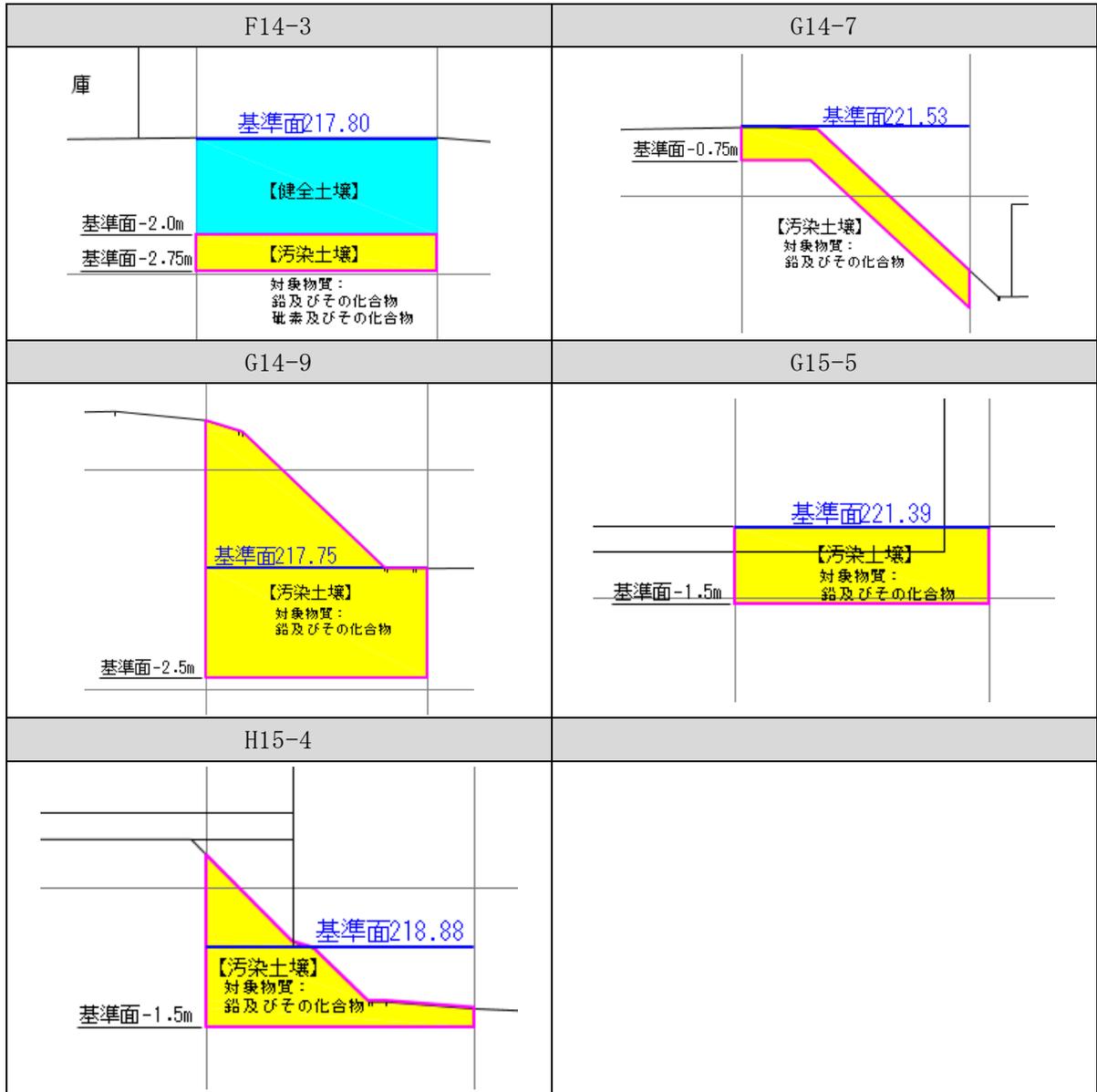
単位区画	F14-3		G14-7	G14-9	G15-5	H15-4
対象物質	砒素及び その化合物	鉛及び その化合物	鉛及び その化合物	鉛及び その化合物	鉛及び その化合物	鉛及び その化合物
単位	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
定量下限値	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
採水日	2023/11/14	2023/11/14	—	2023/11/16	2023/11/16	2023/11/21
分析結果	検出されず	検出されず	—	検出されず	検出されず	検出されず
地下水基準	0.01 以下	0.01 以下	0.01 以下	0.01 以下	0.01 以下	0.01 以下

(注) 検出されずとは、定量下限値未満であることを示す。

(3) 汚染区画の現況写真



(4) 各区画の断面図



4 汚染土壌の撤去

汚染土壌の撤去に当たっては、各区画において市が指示する内容に従い、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）ほか関係法令及びガイドラインを遵守し、適切に汚染土壌を撤去すること。

(1) ① (2), (3)により、市が指示した土壤汚染区画について掘削除去を行うこと。

区画	掘削, 運搬, 処理
F14-3	現状のまま存置
G14-7	区画の汚染土全て
G14-9	区画の汚染土の一部（詳細は別途指示する。）
G15-5	区画の汚染土全て
H15-4	区画の汚染土の一部（詳細は別途指示する,）

(2) 作業上の注意

- ① 作業実施にあたり事前届出が必要な下記の届出のうち、アは発注者が事前に北部厚生環境事務所と協議の上、令和6年4月18日に届出書を提出しているため、工事着手の際には、届出書の内容を確認の上作業を実施すること。
- ② イ～ウは、届出期限までに提出ができるよう作成等の支援を行うこと。

《工事施工上必要な届出》

	必要な届出	根拠法令	届出の名称	届出期限
ア	一定規模(3,000m ²)以上の土地の形質変更を行う場合	土壤汚染対策法第4条第1項	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	土地の形質の変更に着手する日の30日前まで
イ	県知事から指定を受けた区域において土地の所有者が講じようとする措置	土壤汚染対策法第7条第1項	汚染除去等計画書	ウを提出する前まで
ウ	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更を行う場合	土壤汚染対策法第12条第1項	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書	土地の形質の変更に着手する日の14日前まで
エ	形質変更時要届出区域から汚染土壌を搬出する場合	土壤汚染対策法第16条第1項	汚染土壌の区域外搬出届出書	汚染土壌の搬出に着手する日の14日前まで

- ③ 作業にあたっては、事前に担当職員立会の上、掘削範囲、届出の内容等を確認した上で実施すること。
- ④ 作業範囲内において、解体・撤去の対象となる既存の埋設物、舗装等は、解体・撤去の際、必ず付着する汚染土壌を作業区画内で払い落した上で、産業廃棄物として適切に処分を行うこと。
- ⑤ 汚染土壌の運搬は、土壤汚染対策法に基づく汚染土壌処理業者による搬出の上、同法に基づく汚染土壌処理施設において、適切に処理すること。
- ⑥ 汚染土が残る区画において汚染土壌の直接接種の防止措置として実施する作業範囲の埋め戻し（別途指示する。）は、計量証明書を添付した良質で汚染の無い健全土（土壤汚染対策法に準拠すること。）により適切に行うものとし、埋め戻し材、埋め戻し仕様を施工計画書に明記すること。
- ⑦ 汚染土壌の掘削除去を実施する際は、下記に示す工程毎に写真を撮影し出来形管理を行うこと。

撮影の時期	写真の内容
掘削前	・汚染区画の写真（建物等がある場合は、解体撤去前の写真）
掘削開始後	・掘削状況の写真 ※ 基礎等地下埋設分の解体撤去に伴い解体撤去物に汚染土の付着がある場合は、汚染土を払落ししている写真 ・トラックへの積込写真（積込量等の管理）
掘削完了時	・除去後の写真（指示した掘削深がわかるもの）
掘削完了後	・汚染土壌の直接接種の防止措置を講じる区画は、措置の段階写真

	・措置の完了写真
その他	・監督員が必要に応じて指示した写真

- ⑧ 作業実施にあたり、疑義が生じた場合は、その都度、発注者（必要に応じて北部厚生環境事務所（環境管理課））と協議（確認）の上、作業を進めること。